

茨木市未就園児 B o o k クル訪問事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、地域とのつながりが希薄になりやすい就学前教育・保育施設に通っていないこども（市内に住所を有する満4歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもをいう。以下、「未就園児」という。）のいる家庭を訪問する等し、こどもの養育環境の把握を行うとともに、子育てに関する相談及び子育て支援に関する情報等の提供を行うことにより、対象となる家庭の孤立化を防ぎ、安心・安全な子育て環境の確保を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2 この事業の実施主体は、茨木市とする。

2 この事業は、事業の一部又は全部を、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができる。

（対象家庭）

第3 この事業の対象となる家庭は、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 未就園児のいる家庭
- (2) その他市長が必要と認める家庭

（事業内容）

第4 実施する事業内容は、第3に規定する対象家庭の居宅を訪問する等して、必要に応じて、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) こども及びその家庭の生活状況及び養育状況の把握
- (2) 子育てに関する不安、悩み等の傾聴及び相談
- (3) 絵本の読み聞かせ及び配布
- (4) 子育て支援に関する情報提供
- (5) 地域の様々な支援事業へのつなぎ
- (6) 関係機関との連絡調整

（訪問の記録）

第5 対象家庭を訪問する者は、訪問終了後、速やかに訪問記録を作成しなければならない。

（絵本の配布）

第6 対象家庭への絵本の配布は、その家庭に属する未就園児及び市長が必要と認めたこども1人につき1冊とする。

（秘密の保持）

第7 この事業に従事する者は、正当な理由なく、業務上知り得た個人情報その他の

秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係機関との連絡調整）

第8 訪問等により支援が必要と認めるときは、関係機関等に報告し、情報共有を行うとともに、適切な支援につなげるものとする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。